

令和 6 年度

業務報告書

PFA DISCLOSURE 2024

目 次

■ 令和6年度 企業年金連合会の主な取組	1
Ⅰ. 企業年金ナショナルセンター事業	4
【1】企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動	4
1. 政策委員会の開催	
2. 企業年金制度に係る政策提言活動	
3. 年金広報検討会への参画	
【2】会員支援サービス	5
1. 相談・助言事業	
2. 会員向け役職員研修	
3. 会員への情報提供業務	
4. ホームページの開設・運営サービス	
5. 会員の維持及び新規会員加入のための取組の推進	
【3】私的年金制度普及事業	11
1. 企業年金プラットフォーム事業	
2. 確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育サービス	
3. 私的年金制度に関する調査及び研究	
4. 私的年金制度普及拡大、認知度向上のための事業	
5. 資産運用立国に対する対応	
Ⅱ. 年金通算センター事業	14
1. 年金通算センター事業の円滑な運営	
2. 年金通算センター事業に係る申請等のオンライン化の推進	
3. 中途脱退者等に係る不一致記録の整備	
4. 裁定請求書未提出者対策の実施	
5. 通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進	
6. 企業年金ネットワークを通じた業務の実施	
7. 年金通算事業の状況	
8. 年金相談の実施状況	
9. 連合会通算年金の財政状況	
Ⅲ. 年金資産の管理・運用	25
1. 資産残高	
2. 資産構成割合	
3. 運用利回り	
4. リバランス実施状況	
5. 資産別運用状況	
6. スチュワードシップ活動	
7. アセットオーナー・プリンシプル受入れと取組方針の公表	
Ⅳ. その他の事業	35
共同運用事業	
Ⅴ. 連合会全体の適切な運営	36
1. 監事及び監査法人による会計監査	
2. コンプライアンス・業務監査の徹底	
3. 人材育成（職員研修）	
4. ISMS 及び BCMS の継続的实施	
5. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的实施	
6. 地方協議会等の運営支援及び連携強化	
7. 連合会評議員選挙及び役員公募	
8. 連合会組織の変更	
■ 連合会が対処すべき課題	39
■ 連合会の概要	40
■ 連合会の役職員	41

■企業年金ナショナルセンター事業

○企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動

- ・企業年金に関する税制改正事項について、制度別及び設立形態別の政策委員会小委員会での議論等を踏まえ、「令和7年度企業年金税制改正に関する要望」を厚生労働省に提出。
- ・社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金連合会理事長がオブザーバーとして参加し、検討課題となった企業年金制度に関する事項について意見表明。同部会における委員の発言内容等については、企業年金ニュースレターで配信。

○会員支援サービス

- ・企業年金の事業運営の一助となるよう「企業年金セミナー」等の各種セミナーや「総合型企業年金会員懇談会」、「規約型 DB 意見交換会」、「企業型 DC 意見交換会」をオンライン（ライブ配信、動画配信）により開催。また、一部のセミナーについて対面により開催。
- ・会員向け役職員研修について、コロナ禍からの経済活動の正常化に伴い、分科会やグループワーク、情報交換会を拡充。会員の受講機会が増えるよう、対面研修と動画配信研修の選択が可能な講座を実施し、会員のニーズに幅広く対応。
- ・新規会員の加入推進のため、1年間、会員支援サービスを無料でトライアル利用できる加入促進策を推進し、新規会員加入の取り組みを実施。

○企業年金プラットフォーム事業

- ・令和6年12月から開始された確定給付企業年金等を実施する事業主・基金と国民年金基金連合会との情報連携において、関係機関との調整を行い、企業型記録関連運営管理機関に加え、確定給付企業年金等を実施する事業主・基金と国民年金基金連合会との情報連携を円滑に実施。

○確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育サービス

- ・企業型確定拠出年金向けには、契約企業の加入者を対象にライブ配信セミナーを計8回、訪問セミナーを計2回開催。また年代別、テーマ別のeラーニングコンテンツを引き続き配信。
- ・個人型確定拠出年金向けには、個人型確定拠出年金加入者等を対象にライブ配信セミナーを計3回開催。また「動画で学ぶ iDeCo 特設サイト」にeラーニングコンテンツを引き続き配信。

○資産運用立国に対する対応

- ・資産運用立国推進分科会に構成員として参画。
- ・企業年金が協働して運用機関のスチュワードシップ活動をモニタリング（協働モニタリング）するための組織「企業年金スチュワードシップ推進協議会」を設立。
- ・企業年金に限らず広くアセットオーナーの資産運用に関して研究を行う「アセットオーナー資産運用研究会」を開催（令和5年度4回開催。令和6年度6回開催）。
- ・月刊「企業年金」特別号「資産運用立国実現に向けた企業年金に対する期待と取組」の配布及び「企業年金セミナー」（全4回）開催による周知。
- ・管理運用業務を適正に執行する観点から、適切な資質を持った人材を計画的に登用・配置・育成するために、全ての企業年金関係者を対象とした資産運用に関する研修講座の動画配信（無料）を実施。

■年金通算センター事業

○年金通算センター事業の円滑な運営

- ・年金の裁定及び支払事務の効率化を図りつつ、確実な年金支給を実施。
- ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、マイナンバーを収集し、税務署等に提出する法定調書へのマイナンバーの記載を実施。
- ・移換される中途脱退者等の記録を確実に承継し、適正に管理。

○年金通算センター事業に係る申請等のオンライン化の推進

- ・e-Tax での確定申告に利用する公的年金等の源泉徴収票の電子データを約 2.4 万人に交付。
- ・裁定請求や住所変更届等のオンライン化に向けて要件整理を実施。

○裁定請求書未提出者対策の実施

- ・現住所不明により裁定請求書が届いていない方等について、日本年金機構及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から住所情報を取得し、裁定請求書を送付。
- ・年金見込額等を記載した案内文書の裁定請求書への同封の送付対象を拡大するためのシステム開発を実施。

○通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進

- ・連合会ホームページに掲載の「通算企業年金特設ページ」を案内するためのWeb 広告の実施や、チラシ・二次元バーコードシールを引き続き企業年金関係者に配布。中途退職者に特設ページや特設ページ内の動画を閲覧していただくことで、連合会の認知度向上及びポータビリティ制度や通算企業年金に対する理解の醸成を図り、通算企業年金への移換を促進。

■年金資産の管理・運用

○効率的な運用

- ・インハウス運用を活用しながら、効率的なキャッシュマネジメント及びリバランスを実施。マネジャー・ストラクチャーを適時見直し。

○スチュワードシップ活動の充実

- ・インハウスでパッシブ運用している日本株を対象に、協働エンゲージメント活動の外部委託を継続。日本の大手機関投資家と共に企業との協働対話を継続実施。

I. 企業年金ナショナルセンター事業

【1】企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動

1. 政策委員会の開催

政策委員会及び各小委員会を開催。企業年金運営の重要事項を調査・審議し、提言等を取りまとめ。

委員会の開催状況

委員会名称	開催回数	主な内容
政策委員会	1	・企業年金の運用状況の見える化への対応
総合型企業年金小委員会	1	・税制改正に関する政策提言
単独・連合型企業年金小委員会	1	・税制改正に関する政策提言
確定拠出年金小委員会	2	・委員長・副委員長の選任 ・税制改正に関する政策提言

2. 企業年金制度に係る政策提言活動

企業年金制度の税制上の課題について、総合型企業年金小委員会、単独・連合型企業年金小委員会及び確定拠出年金小委員会においてそれぞれ取りまとめた提言を基に、「令和7年度企業年金税制改正に関する要望」として厚生労働省に提出（7月）。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金連合会理事長がオブザーバーとして参加し、「企業年金の加入者のための運用の見える化」の議論に際して、政策委員会で取りまとめた「企業年金の運用状況の見える化（「資産運用立国実現プラン」の検討課題）に関する意見」を提出し説明した（4月）ほか、「アセットオーナー・プリンシプル」、「定年延長時の給付減額の判定基準の見直し」、「健全化法への対応」などの議論に際して意見を表明。

また、同部会における委員の発言内容等を企業年金ニュースレターで配信。

3. 年金広報検討会への参画

厚生労働省主催の「年金広報検討会」に、企業年金連合会審議役がオブザーバーとして参加し、令和6年度での連合会の年金広報に関する取り組みについて報告（4月）。

また、連合会職員が年金広報に関する組織横断的なプロジェクトチームに参加。

【2】会員支援サービス

1. 相談・助言事業

（１）制度運営等に関する相談・助言

会員からの制度運営、年金実務等についての相談・助言を電話や E メール、来訪等により実施（1,749 件）

（２）相談事例集の掲載

制度改正等に伴い、過去の相談事例の更新を行うとともに、新たな相談事例を追加し、ホームページに掲載（6 回更新）。

（３）確定拠出年金に関するコンサルティングサービスの実施

確定拠出年金における法改事項や継続投資教育などについて、専門の相談窓口によるコンサルティングサービスを実施（143 件）。

（４）企業年金の年金財政・制度設計に関する相談

年金財政の現状把握及び後継制度への移行方法や給付設計などについて、中立的な立場で応じる個別相談を実施（2 件）。

（５）総合型の企業年金への支援

中小企業の退職給付制度の受け皿となる総合型企業年金の事業運営の一助となるよう、「総合型企業年金会員懇談会」を開催。意見交換会と情報交換会（任意参加）を東京と大阪の会場で開催（3 月）。

（６）規約型 DB 意見交換会の開催

規約型確定給付企業年金の事業運営の一助となるよう、「規約型 DB 意見交換会」をオンライン（ライブ配信、動画配信）で開催（8 月）。

（７）企業型 DC 意見交換会の開催

企業型 DC の事業運営の一助となるよう、「企業型 DC 意見交換会」をオンライン（ライブ配信、動画配信）で開催（7 月）。

(8) eラーニングの配信

新たに規約型 DB 担当者向けの e ラーニングシリーズを開始し、4 本の e ラーニングをホームページに掲載。

2. 会員向け役職員研修

(1) 役職員研修の実施状況

コロナ禍からの経済活動の正常化に伴い、分科会やグループワーク、情報交換会を拡充。会員の受講機会が増えるよう、対面研修と動画配信研修の選択が可能な講座を実施し、会員のニーズに幅広く対応。

① 実施状況

研修区分	講座	回数・件数
対面研修	30 講座	43 回
動画配信研修	33 講座	33 回
ライブ研修	3 講座	3 回

② 参加者数 (延べ)

研修区分	令和3年度	4年度	5年度	6年度
対面研修	175 名	515 名	817 名	915 名
動画配信研修	1,626 件	1,763 件	1,729 件	1,516 件
ライブ研修	1 名	26 名	23 名	31 名

(2) 研修の新設等

① 研修の新設

- ・「業務マニュアル作成研修」(対面)
- ・「社会保険ホットトピックス」(対面)

② 研修の増設

- ・「基礎から学ぶ年金」(対面)

③ ライブ配信の実施

対面実施の役職員セミナーについて、会場に出向かなくても受講可能なライブ配信を実施。

- ・「常務理事・運営責任者セミナー」
- ・「事務長・事務責任者セミナー」
- ・「中堅職員セミナー」

(3) 企業年金管理士（確定拠出年金）認定試験の実施

「企業年金管理士（確定拠出年金）研修」を、東京、大阪で開催。認定試験に合格した者25名を「企業年金管理士（確定拠出年金）」として登録。

また、企業年金管理士（確定拠出年金）更新対象者125名に対し、更新研修を動画配信により実施し、108名が更新（令和6年度末の企業年金管理士の登録件数は319名）。

3. 会員への情報提供業務

(1) 企業年金セミナー等の開催

オンライン（ライブ配信、動画配信）を中心に対面でも開催。

① 企業年金連合会事業のオンライン説明会

企業年金の事務担当者を対象に、連合会の会員支援サービスや、情報提供、トライアル利用のすすめ、企業年金ネットワーク、連合会への移受換事務等の手続き等の説明を動画配信で開催（10月）。

② 企業年金セミナー

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の施行や「資産運用立国実現プラン」「アセットオーナー・プリンシプル」の公表、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）」の改正、「見える化」の具体的方策をテーマとし、併せて、企業年金スチュワードシップ推進協議会による協働モニタリングや共同運用事業の選択肢の拡大など、企業年金連合会の対応や取組について解説したセミナーを東京で開催（12月）。また、2回目以降の講演では、その他に厚生労働省 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会における議論を踏まえ、企業年金の次期制度改正の動向についての解説や、企業年金連合会の会員支援事業（企業年金に関する各種情報の提供、相談・助言、研修事業等）及び会員支援サービスのトライアル利用について解説したセミナーを福岡、大阪、東京で開催（1月）。

③ 企業型DC担当者セミナー

制度改正や資産運用立国実現プラン等への対応として進められてきた

議論やこれから加入者への情報提供として求められること、「企業型確定拠出年金 運営状況点検マニュアル」の概要と利用方法について解説したセミナーを開催（11月）。

（2）企業年金の実態に関する統計調査

① 企業年金実態調査の実施

確定給付企業年金及び厚生年金基金に対し、資産運用及び財政・事業運営に関する実態調査を実施し、会員等に調査結果を報告（12月）。

② 企業型確定拠出年金実態調査の実施

企業型確定拠出年金に対し、運営状況や投資教育の実施状況等に関する実態調査を実施し、会員等に調査結果を報告（3月）。

③ 総合型企業年金の業務経理等に関するアンケート調査の実施

総合型企業年金の会員に対し、業務経理等に関するアンケート調査を実施し、会員に調査結果を報告（12月）。

④ その他

財政・事業運営に係る統計資料をホームページに掲載。

（3）「企業年金に関する基礎資料」の発行

企業年金制度全般から公的年金制度や海外の年金制度に至るまで、各制度の解説及び年金制度に関する情報・データを網羅。企業年金等の最新の動向や連合会が実施する実態調査結果等を掲載（2月）。

（4）企業年金に関する最新情報の提供

- ・月刊「企業年金」（年10回、7・8月号及び1・2月号は合併号）、月刊「企業年金」特別号（12月）、及び企業年金ニュースレター（81回配信）により、企業年金に関する有益な情報をタイムリーに提供。
- ・確定拠出年金を実施する会員向けに、「DC FILE」を6回配信。

（5）「企業年金基金監事監査ハンドブック」の作成

企業年金基金の監事監査における監査項目の目的・監査内容・根拠法令等を監事が確認するための手引書として、「企業年金基金監事監査ハンドブック」を作成し、ホームページに掲載（3月）。

（6）「企業型確定拠出年金運営状況点検マニュアル」の作成

企業型DCの制度運営において特に重要な「継続投資教育」、「運営管理機関の定期的な評価」、「運用商品のモニタリング」及び「資産移換に関する説明」の4項目について、事業主が自己点検し改善を図っていくことができるよう「企業型確定拠出年金運営状況点検マニュアル」を作成し、ホームページに掲載（9月）。

（7）資産運用に関する情報提供

生命保険会社一般勘定の資産運用状況及びグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS基準）に基づく運用受託機関プロダクト情報について調査を実施し、ホームページに掲載（11月）。

「資産運用立国実現プラン」及び「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に鑑み、会員以外の企業年金でも活用できるよう当年度より一般に公開。

（8）年金給付関係の情報提供

① 被保険者記録照会件数 （昭和42年6月から実施）

令和3年度	4年度	5年度	6年度
1,614 件	1,311 件	1,546 件	7,605 件

② 支給停止・死亡情報提供件数 （平成7年6月から実施）

令和3年度	4年度	5年度	6年度
2,116,132 件	2,003,875 件	1,873,020 件	1,901,602 件

③ 養育特例期間に係る情報提供件数 （平成17年8月から実施）

令和3年度	4年度	5年度	6年度
3,571 件	3,412 件	3,651 件	3,364 件

④ 老齢厚生年金裁定情報提供件数 （平成19年7月から実施）

令和3年度	4年度	5年度	6年度
233,197 件	210,644 件	208,940 件	194,001 件

⑤ 繰下げ支給情報に係る情報提供件数 （平成20年6月から実施）

令和3年度	4年度	5年度	6年度
62,391 件	55,068 件	64,842 件	89,953 件

⑥ 被保険者等住所照会件数

(厚生年金基金は平成20年4月から、DB・DCは平成22年1月から実施)

令和3年度	4年度	5年度	6年度
414,081 件	463,254 件	533,151 件	1,495,811 件

⑦ 被保険者新規裁定者情報照会件数

(平成20年11月から実施)

令和3年度	4年度	5年度	6年度
8,999 件	6,934 件	5,425 件	5,370 件

⑧ 繰上げ支給情報に係る情報提供件数

(平成25年5月から実施)

令和3年度	4年度	5年度	6年度
1,280 件	2,610 件	2,997 件	4,345 件

⑨ 住民基本台帳ネットワーク情報の提供件(人)数(平成25年4月から実施)

事項	令和3年度	4年度	5年度	6年度
住所 (生存情報)	4,778,022 件	5,480,217 件	6,231,975 件	7,064,338 件
個人番号	339,289 人	334,958 人	322,074 人	351,050 人

4. ホームページの開設・運営サービス

会員の加入者等に対する情報開示を支援するため、ホームページ開設・運営サービスを実施。令和6年度は14会員から申込みを受け、前年度の申し込みを含めた15会員のホームページをリリース(令和6年度末時点で、312会員が利用)。

5. 会員の維持及び新規会員加入のための取組の推進

会員の維持及び新規会員の加入推進のため、電話やメールのほか、Web会議や訪問など、情報提供等の取り組みを実施。

また、会員支援サービスを無料でトライアル利用できる加入促進策を推進し、新規会員加入の取り組みを実施。

- ・会員への電話、メール等による情報提供活動(計507回)。
- ・非会員の企業年金への電話、メール等による情報提供活動を実施(計660回)し、15会員(確定給付企業年金12、確定拠出年金3)が新規会員加入、26企業年金(確定給付企業年金23、確定拠出年金3)がトライアル利用を申込み。

会員数		(会員)			
制 度		令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
合計		1,223	1,212	1,206	1,205
	確定給付企業年金	1,032	1,013	1,007	1,007
	確定拠出年金	186	194	195	194
	厚生年金基金	5	5	4	4
新規会員入会数の推移		10	9	6	15

【3】私的年金制度普及事業

1. 企業年金プラットフォーム事業

令和 4 年 10 月に開始された企業型記録関連運営管理機関と国民年金基金連合会との情報連携を円滑に実施。

また、企業型記録関連運営管理機関に加え、令和 6 年 12 月から開始された確定給付企業年金等を実施する事業主・基金（加入者等の情報の管理業務を委託している場合は受託機関）と国民年金基金連合会との情報連携において、関係機関との調整を行い、情報連携を円滑に実施。

2. 確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育サービス

（1）企業型確定拠出年金

年代別ライブ配信セミナーを計 8 回開催し、講師が企業を訪問して実施する訪問セミナーを 2 社実施。

また、テーマ別 e ラーニングコンテンツを 1 本更新、1 本追加。

令和 6 年度末時点の契約事業主数は 695 件。

（2）個人型確定拠出年金

国民年金基金連合会から投資教育業務を受託し、個人型確定拠出年金加入者向けにライブ配信セミナーを 3 回開催。

iDeCo 投資教育専用サイト「動画で学ぶ iDeCo 特設サイト」に e ラーニングコンテンツを引き続き配信。

3. 私的年金制度に関する調査及び研究

企業年金の先進国の米国と退職一時金制度のある韓国を対象に、日本における老後の資産形成・生涯所得の確保に向けた政策課題を考察した、「引退貯蓄を引退期までに保持する政策について」を公表（11月）。

4. 私的年金制度普及拡大、認知度向上のための事業

企業年金制度の未実施企業を対象とした私的年金制度の普及拡大、認知度向上のため、福利厚生 EXPO（チラシ配布数 800 人、相談企業数 67 社）に出展（開催会場：幕張メッセ、3 日間）。（10 月）

5. 資産運用立国に対する対応

（1）企業年金のスチュワードシップ活動の推進

企業年金が協働して運用機関のスチュワードシップ活動をモニタリング（協働モニタリング）するための組織「企業年金スチュワードシップ推進協議会」を設立。（8 月）

また、会員相互の連携等を図ることを目的にセミナーを開催。（3 月）

さらに、企業年金スチュワードシップ推進協議会として、金融庁に対し日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明。（3 月）

令和 6 年度末の企業年金スチュワードシップ推進協議会の加入企業年金数は 197（正会員 163、協力会員 34）。

（2）アセットオーナー資産運用研究会

企業年金に限らず広くアセットオーナーの資産運用に関して研究を行う「アセットオーナー資産運用研究会」を令和 5 年度から引き続き開催（令和 5 年度は 4 回、令和 6 年度は 6 回開催）。

（3）「資産運用立国実現に向けた企業年金に対する期待と取組」の発刊

資産運用立国の実現に向けた施策を総括し、情報の共有と理解の促進を図る目的で、月刊「企業年金」特別号「資産運用立国実現に向けた企業年金に対する期待と取組」を発刊し、全企業年金に配布（12 月）。また、本誌

の内容を解説した企業年金セミナーを計4回開催し、本誌の発刊と共に広く企業年金に周知(「【2】会員支援サービス3.会員への情報提供業務(1)企業年金セミナー等の開催」参照)。

(4) 資産運用に関する研修講座の動画の無料配信

令和7年1月9日に改正された「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」において、管理運用業務を適正に執行する観点から、「適切な資質を持った人材」の例として、「連合会等が実施する研修履歴を有している人材」が挙げられたことから、全ての企業年金関係者を対象に、資産運用に関する研修講座の動画配信(無料)を実施(1月～)。受講終了者には受講証を交付。

Ⅱ．年金通算センター事業

1．年金通算センター事業の円滑な運営

（１）年金受給者への確実な年金支給

年金の裁定及び支払事務の効率化を図りつつ、約 879 万人（令和 6 年度末）の受給者に対して確実な年金支給を実施。

（２）年金受給者のマイナンバー（個人番号）対応

税務署等に提出する法定調書へ記載するための年金受給者のマイナンバーを地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から新規裁定時に取得。令和 6 年度は、約 27 万人分のマイナンバーを収録。

（３）的確なシステム開発

裁定請求勧奨の一環として実施している年金見込額等を記載した案内文書の裁定請求書への同封について、送付対象を拡大するためのシステム開発を実施（基本年金受給権者への裁定請求書の再送付時のみ同封していたものを、代行年金受給権者も含め裁定請求書の初回送付及び再送付時に同封対象を拡大）。

（４）確定給付企業年金等からの記録の確実な承継

確定給付企業年金等から移換される中途脱退者等の記録を確実に承継し、適正に管理。令和 6 年度は、約 8 千件の記録を受換。

（５）年金給付等に係る数理業務の実施

連合会年金経理における責任準備金の算定や将来のキャッシュフロー推計等を実施。

また、確定給付企業年金経理の安定的な財政運営を行うため、通算企業年金の予定利率等の継続的な検証を実施。

2．年金通算センター事業に係る申請等のオンライン化の推進

受給者が e-Tax で確定申告を行うときに利用する公的年金等の源泉徴収票の電子データを約 2.4 万人に交付。

また、裁定請求の申請及び氏名・住所・受取金融機関変更の届出のオンライン化のシステム開発に向けて、要件整理を実施。

3. 中途脱退者等に係る不一致記録の整備

連合会の記録と国の記録を突き合わせた結果による不一致記録に係る日本年金機構の調査結果に基づく訂正や、国の記録に訂正が入った場合に提供される情報に基づく訂正を実施。

4. 裁定請求書未提出者対策の実施

令和 6 年度は裁定請求書未提出者に対し以下の対策を実施。なお、令和 6 年度末における裁定請求書未提出者数は約 106 万人。

(1) 裁定請求書の送付

① 日本年金機構からの住所情報取得後の裁定請求書送付

- (ア) 令和 6 年度に支給開始年齢に到達する方について、あらかじめ日本年金機構から住所情報を取得し、支給開始年齢到達月に裁定請求書を送付（約 19 万件）。
- (イ) 上記（ア）において、住所情報が取得できなかった方、裁定請求書が転居先不明等により返戻された方について、一定期間経過後に再度、日本年金機構から住所情報を取得し、裁定請求書を送付（約 2 千件）。
- (ウ) 令和 4 年度までの受給権取得者であって、令和 6 年 4 月 1 日時点における裁定請求書不達者について、日本年金機構から住所情報を取得し、裁定請求書を送付（約 5 千件）。

② 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの住所情報取得後の裁定請求書送付

裁定請求書不達者について、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会結果に基づき本人確認の調査を行い、確認が取れた方について、裁定請求書を送付（約 2 千件）。

③ 再送付の拡充等

- (ア) 請求保留者について、一定期間経過後に裁定請求書を再送付（約 9 万 6 千件）。
- (イ) 上記（ア）のうち約 8 万 4 千件について、年金見込額及び受給権発生からこれまで受け取っていない年金の総額を記載した案内書を同封した裁定請求書を再送付。
- (ウ) 裁定請求書の記載等に不備があり、その旨をお知らせした後、請求が

なかった方について、裁定請求書を再送付（約 2 千件）。

(2) ホームページを活用した年金記録の確認

連合会ホームページから年金記録の確認を行うことができるサービスを実施。

事 項	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
年金記録の確認	50,107 件	54,150 件	59,287 件	54,448 件

(3) 日本年金機構との連携

連合会老齢年金の請求を呼びかけるために作成した広報チラシを、年金事務所及び街角の年金相談センターへ送付（約 9 万枚）。

5. 通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進

連合会ホームページに掲載の「通算企業年金特設ページ」では、ポータビリティ制度の仕組みを解説する動画や通算企業年金の特徴などを分かりやすく解説する動画を公開しており、それらのコンテンツをより多くの中途脱退者等に関連していただくための方策として、特設ページを案内するための Web 広告の実施や、チラシと二次元バーコードシールを引き続き企業年金関係者に配布。中途退職者等の特設ページや動画を閲覧していただくことで、連合会の認知度向上及びポータビリティ制度や通算企業年金に対する理解の醸成を図り、通算企業年金への移換を促進。

6. 企業年金ネットワークを通じた業務の実施

企業年金ネットワークを利用した企業年金との中途脱退者の年金資産の移受換に関する業務や支給停止情報・住所情報等の情報提供に関する業務を実施（令和 6 年度末における利用申込の企業年金数は 494 企業年金、移換通知受理書等の回答数（累計）は 3,138 企業年金、各種情報提供に関する回答数（累計）は 17,212 企業年金）。

7. 年金通算事業の状況

(1) 確定給付企業年金

① 中途脱退者の受換状況の推移

令和6年度末時点の受換件数累計は約12万件。

事 項	令和3年度	4年度	5年度	6年度
受換件数	7,770 件	7,776 件	7,565 件	7,219 件
受換額	98 億 9 千万円	86 億 8 千万円	78 億 1 千万円	83 億 8 千万円

② 終了制度加入者等の受換状況の推移

令和6年度は、制度終了した12の確定給付企業年金から受換。

事 項	令和3年度	4年度	5年度	6年度
受換件数	569 件	411 件	510 件	95 件
残余財産分配金交付額	28 億円	24 億円	58 億円	22 億円

※「終了制度加入者等」は、その終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者。

③ 確定給付企業年金への移換状況の推移

事 項	令和3年度	4年度	5年度	6年度
移換件数	8 件	14 件	12 件	18 件
移換額	1,287 万円	1,187 万円	1,595 万円	1,429 万円

④ 通算企業年金受給者の状況の推移

事 項	令和3年度	4年度	5年度	6年度
中途脱退者に係る受給者数	5,648 人	6,223 人	7,282 人	8,159 人
終了制度加入者等に係る受給者数	10,028 人	10,214 人	10,383 人	10,380 人

※「受給者数」は、経過的の基本加算年金受給者及び経過的代行加算年金受給者を含む。

(2) 確定拠出年金

① 企業型確定拠出年金の個人別管理資産の受換状況の推移

事 項	令和3年度	4年度	5年度	6年度
受換件数	—	740 件	633 件	667 件
受換額	—	3 億 7 千万円	10 億 3 千万円	9 億 2 千万円

※令和4年5月から受換開始

② 確定拠出年金への移換状況の推移

事 項	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
移換件数	265 件	344 件	271 件	257 件
移換額	3 億 7 千万円	4 億 6 千万円	4 億 2 千万円	3 億 8 千万円

(3) 厚生年金基金

① 中途脱退者の受換状況の推移

令和 6 年度末時点の受換件数累計は約 2,928 万件。

事 項	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受換件数	436 件	293 件	245 件	171 件
受換額	1 億円	8 千万円	7 千万円	5 千万円
うち脱退一時金相当額に係る交付件数及び交付額	270 件	242 件	238 件	169 件
	8 千万円	8 千万円	7 千万円	5 千万円

※「受換件数」、「受換額」には、本来、平成 25 年度以前に受理されるものも含まれる。

② 解散基金加入員の受換状況の推移

事 項	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受換件数	10,431 件	0 件	0 件	0 件
残余財産分配金交付額	70 億 3 千万円	0 円	0 円	0 円

③ 厚生年金基金への移換状況の推移

事 項	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
移換件数	92 件	163 件	99 件	159 件
移換額	7 千万円	1 億 4 千万円	8 千万円	1 億 5 千万円
うち年金給付等積立金及び積立金（加算部分）の移換件数及び移換額	33 件	46 件	34 件	51 件
	9 百万円	2 千万円	1 千万円	3 千万円

④ 基本年金受給者の状況の推移

事 項	令和3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数	7,386,225 人	7,538,865 人	7,788,881 人	7,877,190 人
新規裁定者数	251,416 人	294,061 人	411,495 人	274,406 人
年金等支給額	3,799 億円	3,909 億円	3,997 億円	4,195 億円

※「年金等支給額」は、基本年金及び基本加算年金並びに基本加算年金に係る選択一時金及び死亡一時金の合計額。

⑤ 代行年金受給者の状況の推移

事 項	令和3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数	1,042,912 人	1,029,866 人	1,024,217 人	1,018,888 人
新規裁定者数	35,520 人	24,434 人	31,689 人	35,272 人
年金等支給額	4,604 億円	4,604 億円	4,538 億円	4,515 億円

※「年金等支給額」は、代行年金及び代行加算年金並びに代行加算年金に係る選択一時金及び死亡一時金の合計額。

⑥ 基本加算年金等受給者の状況の推移

事 項	令和3年度	4年度	5年度	6年度
基本加算年金受給者数	165,061 人	168,693 人	177,872 人	184,230 人
代行加算年金受給者数	183,409 人	178,238 人	175,182 人	171,454 人
中途脱退者に係る通算企業年金受給者数	19,231 人	20,516 人	22,492 人	23,849 人
解散基金加入員に係る通算企業年金受給者数	150,959 人	148,085 人	147,124 人	145,353 人

※「受給者数」は、基本年金受給者数又は代行年金受給者数に重複している者を含む。

8. 年金相談の実施状況

年金相談の実施状況の推移

事 項	令和3年度	4年度	5年度	6年度
来訪相談件数	2,437 件	2,670 件	2,826 件	2,787 件
文書相談件数 (うちメール相談件数)	36,454 件 (11,092 件)	35,443 件 (11,634 件)	43,139 件 (18,257 件)	43,547 件 (18,304 件)
(うちチャットサービス)	(3,332 件)	(3,488 件)	(4,692 件)	(5,110 件)
電話相談件数	663,959 件	704,357 件	799,924 件	773,717 件

9. 連合会通算年金の財政状況

(1) 令和6年度の財政状況

① 厚生年金基金基本年金経理

連合会通算年金（厚生年金基金基本年金経理）
のバランスシート（令和6年度末）

純資産額 11 兆 8,676 億円	責任準備金 9 兆 2,612 億円 責任準備金（プラスアルファ部分） 2 兆 1,545 億円 最低責任準備金 7 兆 1,068 億円
	基本金 2 兆 6,064 億円

◆純資産額（※1）	11 兆 8,676 億円
◆責任準備金（※2）	9 兆 2,612 億円
◆基本金	2 兆 6,064 億円
・ 中途脱退者受換金	0 億円
・ 給付費（年金及び一時金）	8,954 億円
・ 運用収益	1,340 億円
・ 令和6年度末純資産額	11 兆 8,676 億円
	（前年度比 6,760 億円減）
・ 責任準備金	9 兆 2,612 億円
	（前年度比 6,569 億円減）
・ 基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	2 兆 6,064 億円
	（前年度比 191 億円減）

（※1）純資産額は、各年金経理において次式により算出される。

純資産額 = 流動資産 + 固定資産（時価）－ 流動負債 － 支払備金

（※2）責任準備金は、各年金経理において連合会が決算時点で負っている年金給付（代行部分、プラスアルファ部分、通算企業年金等）等に係る債務である。

特に、厚生年金基金基本年金経理の責任準備金は次式により算出される。

責任準備金 = 責任準備金（プラスアルファ部分）＋ 最低責任準備金

② 厚生年金基金加算年金経理

連合会通算年金（厚生年金基金加算年金経理） のバランスシート（令和6年度末）

純資産額 2,349 億円	責任準備金 2,123 億円
	基本金 226 億円

◆純資産額	2,349 億円
◆責任準備金	2,123 億円
◆基本金	226 億円
・ 中途脱退者受換金及び解散基金の受換金	0 億円
・ 給付費（年金及び一時金）	75 億円
・ 運用損失	1 億円
・ 令和6年度末純資産額	2,349 億円
	（前年度比 76 億円減）
・ 責任準備金	2,123 億円
	（前年度比 41 億円減）
・ 基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	226 億円
	（前年度比 36 億円減）

③ 確定給付企業年金経理

連合会通算年金（確定給付企業年金経理） のバランスシート（令和6年度末）

純資産額 2,854 億円	責任準備金 2,455 億円
	基本金 399 億円

◆純資産額	2,854 億円
◆責任準備金	2,455 億円
◆基本金	399 億円
・ 中途脱退者受換金及び終了した確定給付企業年金の受換金	112 億円
・ 給付費（年金及び一時金）	72 億円
・ 運用収益	3 億円
・ 令和 6 年度末純資産額	2,854 億円 (前年度比 41 億円増)
・ 責任準備金	2,455 億円 (前年度比 80 億円増)
・ 基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	399 億円 (前年度比 40 億円減)

④ 年金経理（合計）

連合会通算年金（年金経理（合計）） のバランスシート（令和6年度末）

純資産額 12 兆 3,879 億円	責任準備金 9 兆 7,190 億円 責任準備金（プラスアルファ部分） 2 兆 6,123 億円 最低責任準備金 7 兆 1,068 億円
	基本金 2 兆 6,688 億円

◆純資産額	12 兆 3,879 億円
◆責任準備金	9 兆 7,190 億円
◆基本金	2 兆 6,688 億円

・中途脱退者受換金、解散基金の受換金 及び終了した確定給付企業年金の受換金	113 億円
・給付費（年金及び一時金）	9,101 億円
・運用収益	1,342 億円
・令和 6 年度末純資産額	12 兆 3,879 億円 (前年度比 6,796 億円減)
・責任準備金	9 兆 7,190 億円 (前年度比 6,529 億円減)
・基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	2 兆 6,688 億円 (前年度比 267 億円減)

（２）積立水準の状況

◆純資産額／責任準備金

① 厚生年金基金基本年金経理	128.1% (126.5%)
② 厚生年金基金加算年金経理	110.6% (112.1%)
③ 確定給付企業年金経理	116.3% (118.5%)
④ 年金経理（合計）	127.5% (126.0%)

◆純資産額／最低責任準備金

① 年金経理（合計）	174.3% (168.9%)
② 厚生年金基金基本年金経理＋厚生年金基金加算年金経理	170.3% (165.3%)

※括弧内は、令和 5 年度の値である。

令和 6 年度末純資産額の責任準備金に対する比率（将来にわたり財政均衡を保つため必要な積立金保有の目安となる数値）は、厚生年金基金基本年金経理で 128.1%、厚生年金基金加算年金経理で 110.6%、確定給付企業年金経理で 116.3%、年金経理全体で 127.5%。令和 6 年度末純資産額の最低責任準備金に対する比率（代行部分の給付に必要な積立金の何倍の積立金を保有しているかを示す数値）は年金経理（合計）で 174.3%、厚生年金基金基本年金経理＋厚生年金基金加算年金経理で 170.3%。

厚生年金基金基本年金経理については、代行部分とプラスアルファ部分に分けて見ると、代行部分では最低責任準備金の算出に用いられる厚生年金本

体（年金特別会計厚生年金勘定、以下同様）の令和 6 年度の運用利回り 0.66%、そして、プラスアルファ部分に係る債務（責任準備金（プラスアルファ部分））の平均的な予定利率 4.72%、これらに対して厚生年金基金基本年金経理の運用利回りが 1.06%となっており、プラスアルファ部分では下回ったものの、資産規模の大きい代行部分は上回ったこと、また、責任準備金が減少したことから、積立水準は前年度に比べ上昇。

厚生年金基金加算年金経理については、平均的な予定利率 1.92%に対して、同経理の運用利回りが▲0.03%と下回ったことから積立水準は前年度に比べ低下。

確定給付企業年金経理については、平均的な予定利率 1.79%に対して、同経理の運用利回りが 0.10%と下回ったため、積立水準は前年度に比べ低下。

また、最低責任準備金の算出に用いられる厚生年金本体の令和 6 年度の運用利回り 0.66%に対し、令和 6 年度の年金経理合計の運用利回りが 1.02%であり厚生年金本体の運用利回りを上回り、最低責任準備金の減少割合が純資産の減少割合に比べ大きいことから、その結果、令和 6 年度末純資産額の最低責任準備金に対する比率（年金経理（合計）174.3%）は前年度（同 168.9%）に比べ上昇。

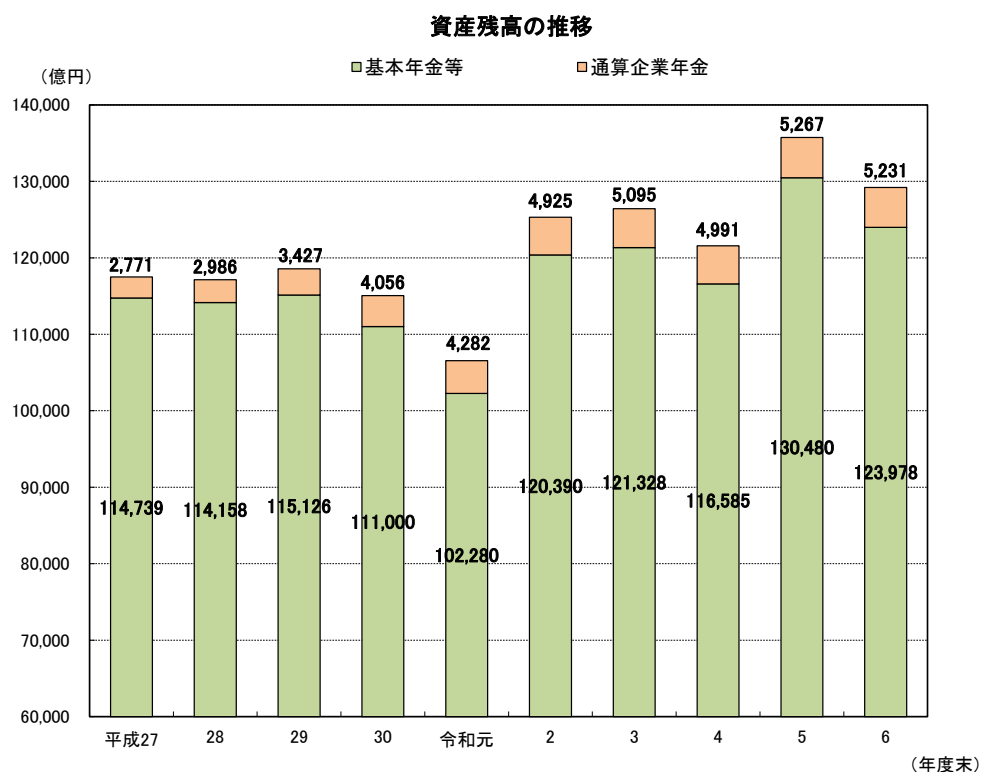
Ⅲ. 年金資産の管理・運用

(年金経理における「固定資産」に関する報告)

1. 資産残高

◆資産残高（令和6年度末）

基本年金等	12兆3,978億円
通算企業年金	5,231億円



2. 資産構成割合

(1) 基本年金等

◆資産構成割合（令和6年度末）

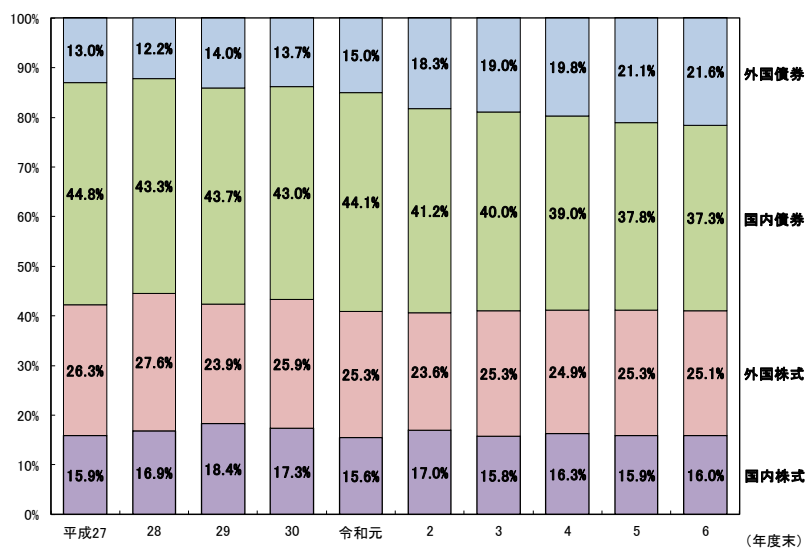
内外株式	41.1%
国内株式	16.0%
外国株式	25.1%
内外債券	58.9%
国内債券	37.3%
外国債券	21.6%

◆政策アセットミックス基準値（令和6年度末 積立水準110%以上）

内外株式	40.0%
内外債券	60.0%

※積立水準の変化に応じて政策アセットミックス基準値を変更する動的管理を行っている。

資産構成割合の推移<基本年金等>



(2) 通算企業年金

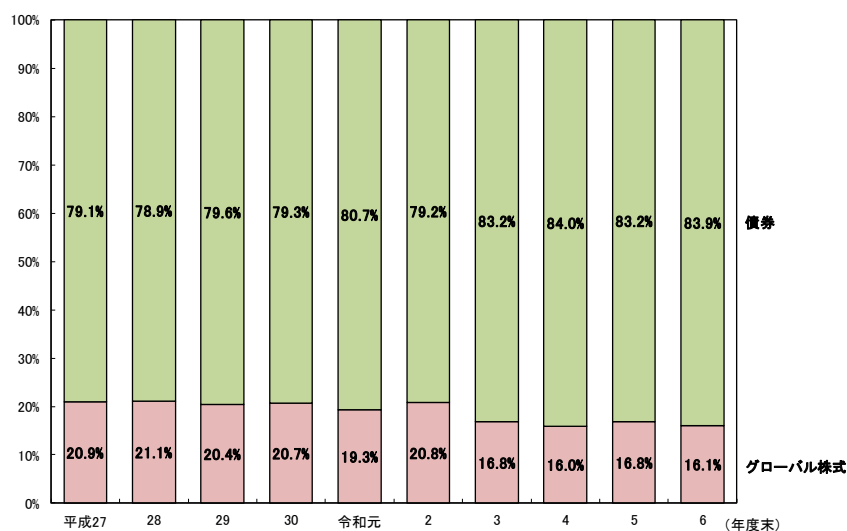
◆資産構成割合（令和 6 年度末）

グローバル株式	16.1%
債券	83.9%

◆通算企業年金ベンチマーク基準値（令和 6 年度末）

グローバル株式	16.0%
債券	84.0%

資産構成割合の推移<通算企業年金>

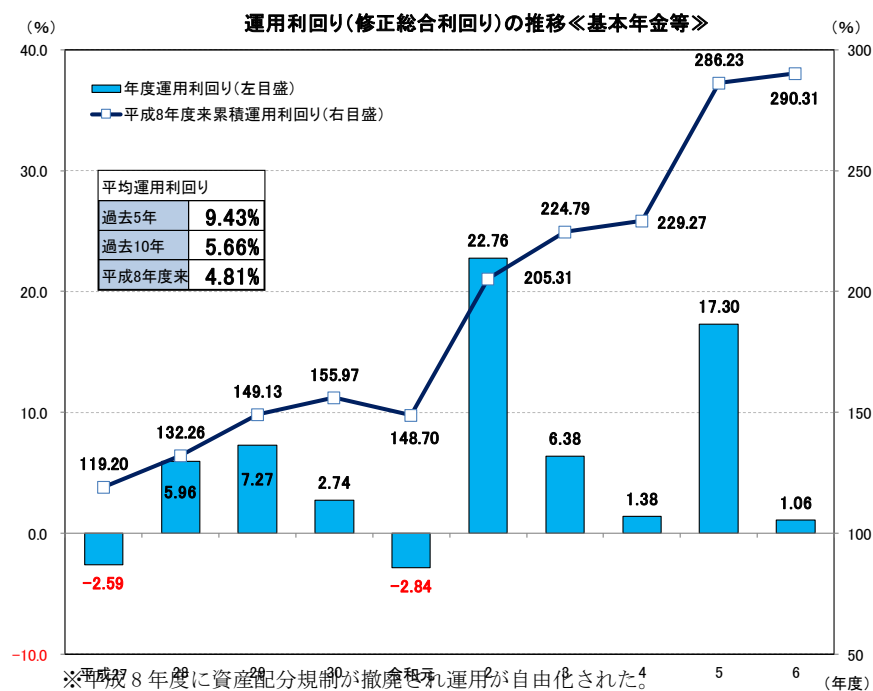


3. 運用利回り

(1) 基本年金等

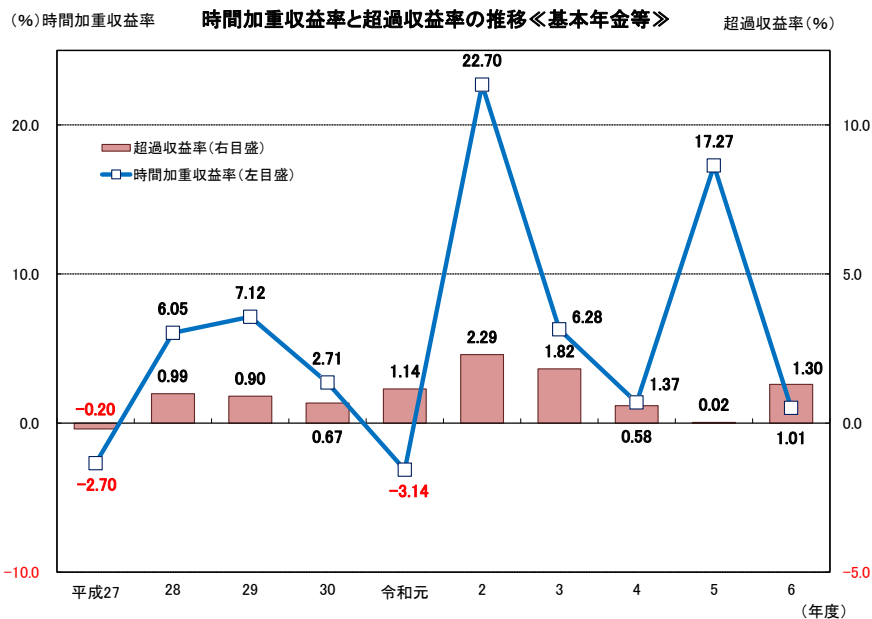
◆修正総合利回り

令和 6 年度	+1.06%
過去 5 年平均	+9.43%
過去 10 年平均	+5.66%
過去 29 年平均	+4.81% (平成 8 年度以降)



◆時間加重収益率

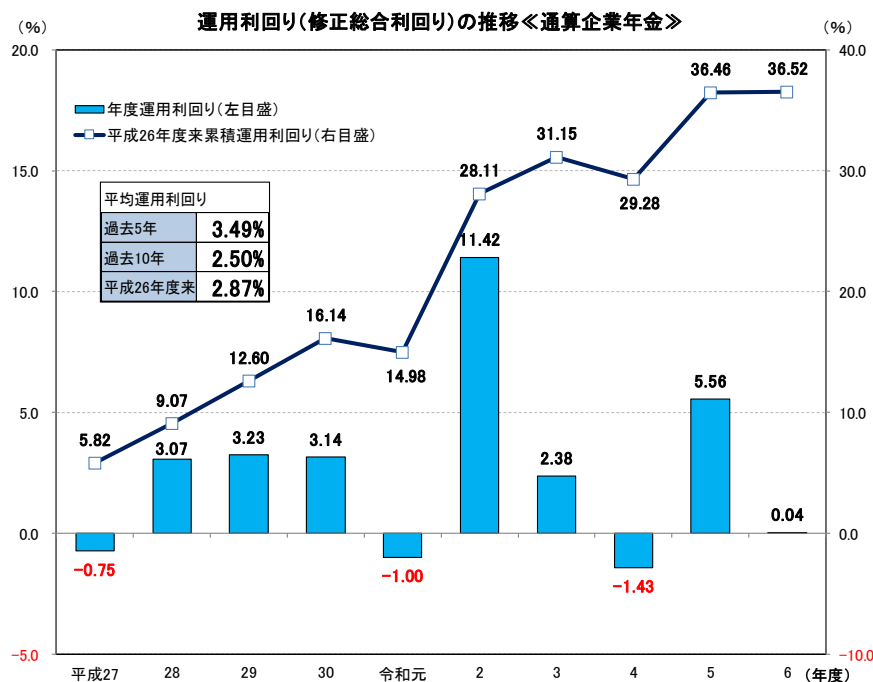
全資産	+1.01%
国内株式	-0.27%
外国株式	+6.03%
国内債券	-2.19%
外国債券	+1.31%
ベンチマーク超過収益率	+1.30%



(2) 通算企業年金

◆修正総合利回り

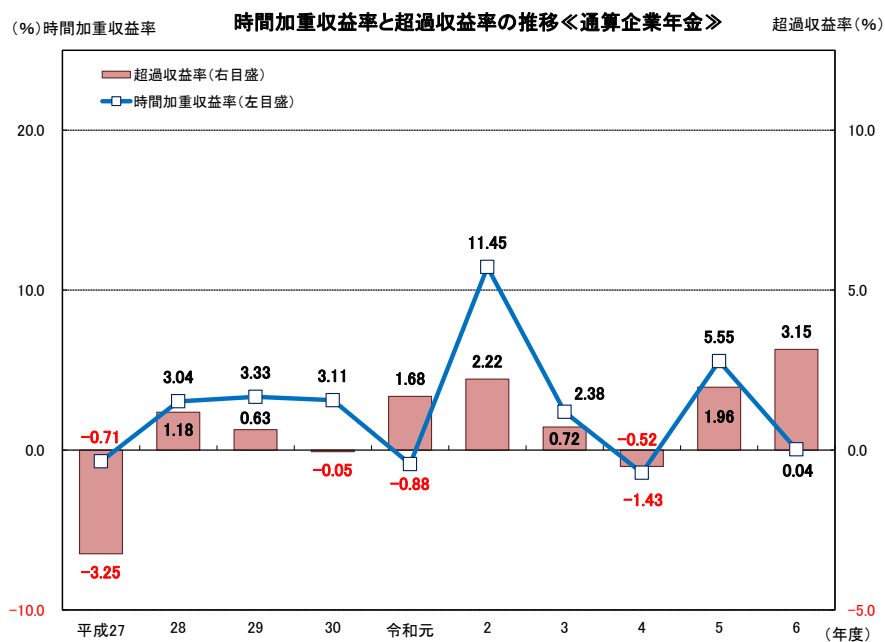
令和 6 年度	+0.04%
過去 5 年平均	+3.49%
過去 10 年平均	+2.50%
過去 11 年平均	+2.87% (平成 26 年度以降)



※通算企業年金の資産は、平成 26 年度より基本年金等の資産から分離して独立したポートフォリオで運用を開始した。

◆時間加重収益率

全資産	+0.04%
グローバル株式	+6.56%
債券	-1.41%
ベンチマーク超過収益率	+3.15%



4. リバランス実施状況

令和6年度は、日銀の追加利上げ、為替の円高進行、米国関税政策に対する警戒感から国内株式相場が下落した一方、米国連邦準備制度理事会や欧州中央銀行による利下げ実施、堅調な企業業績などから外国株式相場は上昇した。債券相場は、日本銀行による追加利上げや国債買い入れ減額などの金融政策正常化により日本の金利が上昇（債券価格は下落）した一方、海外金利は、景気見通しや利下げ観測の変化により、金利の上昇、低下を繰り返す展開となった。

基本年金等ポートフォリオでは、年度内に発生する給付等キャッシュフローを考慮しながら株式市場が上昇する局面で外国株式を中心に計3回、合計で約4,000億円売却するリバランスを、通算企業年金ポートフォリオでは、グローバル株式を計2回、合計で約100億円売却するリバランスを実施した。その結果、いずれのポートフォリオも政策アセットミックスから大きく乖離することなく資産構成割合が維持された。

5. 資産別運用状況

(1) 内外株式（株式代替除く）

《基本年金等》

- 令和6年度末の資産残高は3兆9,977億円で、うち国内株式が1兆8,672億円、外国株式が2兆1,304億円である。国内株式の約49%はインハウス運用（パッシブ運用）となっている。
- 国内株式のベンチマーク（TOPIX 配当込）超過収益率： +1.28%
 - － アクティブ運用のカスタムベンチマーク超過収益率
当年度 : +1.90%
3年平均 : +0.44%（年率）
5年平均 : +1.16%（年率）
 - － 当年度中のパッシブ運用の割合は平均で約44%
- 外国株式のベンチマーク（MSCI-ACWI）超過収益率： -1.07%
 - － アクティブ運用のカスタムベンチマーク超過収益率
当年度 : -1.40%
3年平均 : +1.28%（年率）
5年平均 : +1.85%（年率）
 - － 当年度中のパッシブ運用の割合は平均で約21%

《通算企業年金》

- 令和6年度末の資産残高は885億円。
- グローバル株式のベンチマーク（MSCI-ACWI）超過収益率： +0.69%
 - － アクティブ運用の超過収益率
当年度 : +0.41%
3年平均 : +0.94%（年率）
5年平均 : +1.03%（年率）
 - － 当年度中のパッシブ運用の割合は平均で約21%

(2) 内外債券（債券代替除く）

《基本年金等》

- 令和6年度末の資産残高は5兆8,893億円で、約81%がインハウス運用となっている。
- 債券代替運用を除く内外債券のベンチマークは、「ブルームバーグ日本総合インデックス」65%、「FTSE 世界国債インデックス（日本を除く、円換

算)」35%の割合で加重した複合ベンチマークである。

- ベンチマーク超過収益率（当年度）：+0.48%
 - デュレーション・イールドカーブ効果：+0.08%
外貨建て債券を大きくアンダーパフォームした円建て債券のデュレーションのショートポジション等がプラス寄与。一方、中国元建て債券のデュレーションのショートポジションがマイナス寄与。
 - スプレッド効果：+0.27%
クレジット及び欧州周辺国債券等のオーバーウェイトがプラス要因。
 - 通貨選択効果：+0.25%
米ドルのオーバーウェイトが主なプラス要因。
 - 取引その他効果：-0.12%
- ベンチマーク超過収益率（過去平均）
 - 3年平均：+0.87%（年率）
 - 5年平均：+0.94%（年率）3年平均、5年平均ともに中期的な超過収益率目標+0.5%を上回った。

《通算企業年金》

- 令和6年度末の資産残高は2,062億円で、インハウス運用の割合は約92%である。
- 通算企業年金ポートフォリオのベンチマークは「ブルームバーグ日本総合インデックス」であるが、インハウス運用を中心にベンチマークにとられない絶対収益型の運用方針としている。
- 収益率（絶対値）

- 当年度：-4.50%
- 3年平均：-3.88%（年率）
- 5年平均：-2.68%（年率）

参考：ベンチマーク収益率

- 当年度：-4.84%
- 3年平均：-2.93%（年率）
- 5年平均：-2.19%（年率）

主に円金利の上昇に伴い4年連続のマイナスリターンとなったが、当年度の収益率はベンチマークを0.34%上回った。依然として各期間の収益率は長期的な絶対収益率目標の+1.5%を下回り、3年平均・5年平均もベンチマークを下回った。

(3) プライベート・エクイティ（内外株式代替）

- 令和6年度末の資産残高は1兆0,951億円。
- 令和6年度のキャピタルコール総額は1,091億円であった。一方で、同年度は1,676億円の分配金を受領し、引き続き投資プログラムはキャッシュフローが自律した状態となっている。
- 地域、戦略等の分散に留意しつつ、向こう数年間の投資をカバーする優良ファンドに対して、リアップ（既存リレーションシップの継続投資）を中心にコミットメント活動を実施した。
- 令和6年度の時間加重収益率は+8.42%。

(4) ヘッジファンド（国内債券代替）

- 債券代替投資として、リスクを抑え、絶対収益の獲得を目的として運用している（ベンチマークはSOFR）。
- 令和6年度末の資産残高は基本年金等で1兆1,129億円、通算企業年金で762億円。
- 令和6年度の時間加重収益率（為替ヘッジ後[※]）は基本年金等で+4.44%、通算企業年金で+3.28%。

(5) 不動産（国内債券代替）

- 東京都心部のオフィスビル及び賃貸住宅を中心に、物流施設を主な対象としたファンドにも投資している。
- 令和6年度末の資産残高は基本年金等で1,079億円、通算企業年金で170億円。
- 令和6年度の時間加重収益率は基本年金等で+4.68%、通算企業年金で+6.87%。

(6) インフラストラクチャー及び安定的インカム（国内債券代替）

《インフラストラクチャー投資》

- 令和6年度末の資産残高は基本年金等で1,184億円、通算企業年金で340億円。
- 令和6年度の時間加重収益率（為替ヘッジ後[※]）は基本年金等で+7.05%、通算企業年金で+2.18%。

《安定的インカム投資》

- 令和6年度末の資産残高は基本年金等で463億円、通算企業年金で217億円。
- 令和6年度の時間加重収益率(為替ヘッジ後※)は基本年金等で+2.98%、通算企業年金で+1.52%。

※ 国内債券代替として投資している資産は、為替リスクをフルヘッジしている。

6. スチュワードシップ活動

(1) 国内株式株主議決権の行使状況

➤ 連合会インハウス

行使対象議案数	21,795 件
賛成	18,932 件 (86.9%)
反対・棄権	2,863 件 (13.1%)

➤ 運用委託先の合計

行使対象議案数	11,135 件
賛成	10,358 件 (93.0%)
反対・棄権	777 件 (7.0%)

※令和5年7月～令和6年6月開催の株主総会分。

※子議案ベース。株主提案を除く。

(2) エンゲージメント

連合会は、受託者責任の一側面としてスチュワードシップ責任を認識し、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受け入れを表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を定めスチュワードシップ活動を行っている。

連合会は、国内株式の運用を運用機関に委託する「資産保有者としての機関投資家」(アセットオーナー)と、自家運用で国内株式の運用を行う「資産運用者としての機関投資家」(運用機関)の両方の立場にあり、委託先運用機関には投資先企業との建設的な対話(エンゲージメント)等により企業価値

向上を促すよう求めるとともに、連合会自らが、エージェンシーコストの最小化を目的に投資先企業に対するエンゲージメントと株主議決権行使を行っている。

連合会が自家運用で行う国内株式運用はパッシブ運用であり、低コスト運用が大きなメリットであるため、投資先企業とのエンゲージメントについては、外部の専門機関の利用や他の機関投資家との協働エンゲージメントの実施により、低コスト運用のメリットが阻害されないよう取り組んでいる。

7. アセットオーナー・プリンシプル受入れと取組方針の公表

連合会は、中途脱退者等の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられるアセットオーナー・プリンシプルを受け入れ、取組方針の公表を行った。

IV. その他の事業

共同運用事業

令和 6 年度は 5 件の追加拠出により 19 億円のキャッシュインとなり、年度末の加入件数は 13 件、資産残高は 222 億円となった。

共同運用事業口の運用利回りは、令和 6 年度が +0.11%で複合ベンチマークを 2.79%上回った。事業開始以来（平成 28 年 10 月～）では、年率で +3.27%となり、+1.13%の超過リターンとなっている。

事業加入年金基金等には、月次及び四半期の運用状況報告並びに決算報告（事業報告）に係る付属資料の送付を行うとともに、運用状況説明会（Web 会議形式）を 10 月に開催した。

資産運用立国実現プランにおいて求められている連合会が実施する共同運用事業の選択肢の拡大を含む発展等に向け、信託銀行と協議を続ける一方、企業年金の意向を把握するためのアンケートを 12 月に実施した。

事 項	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
新規加入件数	0 件	3 件	2 件	0 件
拠出 件数（追加拠出含む）	5 件	9 件	6 件	5 件
交付 件数（脱退含む）	0 件	0 件	3 件	0 件
年度末事業加入件数	9 件	11 件※	13 件	13 件
年度末資産残高	150 億円	184 億円	203 億円	222 億円

※令和 4 年度は加入基金同士の合併による事業加入件数 1 件減少を含む。

V. 連合会全体の適切な運営

1. 監事及び監査法人による会計監査

令和 6 年度の財務諸表等に対し、監事及び監査法人による会計監査を実施。

2. コンプライアンス・業務監査の徹底

(1) コンプライアンス・契約監視委員会の開催

コンプライアンスの推進及び調達の適正化のためのコンプライアンス・契約監視委員会を毎月開催。議事録を職員に周知徹底。

(2) コンプライアンス・業務監査の定期的な実施

コンプライアンスの推進状況及び業務の遂行状況を確認するため、コンプライアンス・オフィサーによる定例監査を実施。

(3) コンプライアンス研修と意識調査の実施

コンプライアンス意識向上のため、職員対象のコンプライアンス研修を開催するとともに、コンプライアンスについての意識調査を実施。

(4) コンプライアンス・ミーティングの開催

コンプライアンス意識向上及び事故・不適切事項の発生防止のため、各部門においてコンプライアンス・ミーティングを定期的に行い、通年的な取り組みを実施。

(5) 事務処理要領等の見直し

事故・不適切事項の発生防止のため、各部門においてマニュアルや事務処理要領等の見直しを行い業務上の問題点を改善。

(6) 業務委託先への業務監査の実施

監査マニュアルに基づき、ほぼ全ての業務委託先に対して業務監査を実施。

(7) 監事監査の支援

コンプライアンス・業務監査室として監事監査を支援するため、主として財務諸表について、その基となる預金残高等を定期的に監査。

3. 人財育成（職員研修）

教育訓練基本方針に基づき、対面による集合型研修に加え、公開講座やオンデマンドコンテンツを利用した「階層別研修」及び「全体研修」を実施。
また、「テーマ別研修」として、システム開発時に必要となる業務フロー作成研修や要件定義スキル基礎研修などの IT スキル研修を実施。

4. ISMS 及び BCMS の継続的实施

（1）ISMS

中途脱退者及び受給者等の情報資産を保護するため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえた、セキュリティポリシーの更新、第三者によるマネジメント監査及びセキュリティ診断を実施。

（2）BCMS

地震や火災などの災害発生時に、年金給付などの重要業務を確実に継続するため、事業継続計画に基づく事業継続マネジメントシステム（BCMS）を継続的に実施。

5. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的实施

情報セキュリティに関する意識を高め、有事の際の実効性を確認するため、厚生労働省による情報セキュリティインシデントの対処にかかる連携訓練（CSIRT^{※1} 訓練）、情報通信研究機構（NICT）による実践的サイバー防御演習（CYDER^{※2}）への参加及び連合会役職員に対して標的型攻撃メール訓練を実施。
また、テレワークを安全に利用するためのセキュリティの高いネットワーク運用を継続実施。

※1 CSIRT（Computer Security Incident Response Team）とは、それぞれの組織内におかれた、情報セキュリティ問題を専門に扱うインシデント対応チーム。

※2 CYDER（Cyber Defense Exercise with Recurrence）とは、サイバー攻撃を受けた際の一連の対応をパソコンを操作しながらロールプレイ形式で体験する演習。

6. 地方協議会等の運営支援及び連携強化

地方協議会等で行う役職員対象研修・講習会等に、連合会役職員を講師として派遣（連合会会議室等からのライブ配信を含め、計 23 件）。

地方協議会活動の活性化のため、地方協議会等の活動状況をホームページ

に掲載。

また、地方協議会との連携強化を図るため、連合会幹部職員と地方協議会役員との意見交換会を実施（4回）。

7. 連合会評議員選挙及び役員公募

評議員選挙を実施し、次期（任期：令和7年4月より2年）の評議員33名を選出（3月）。また、任期満了となる常勤理事（1名）について、次期常務理事候補者の公募を実施し、外部有識者による選考委員会において候補者を決定（3月）。

8. 連合会組織の変更

年金通算システム及び年金業務を把握し、システム開発に係る業務要件等を作成できる職員を中長期的な観点より育成すること、また、年金サービスセンターの実務担当者とデジタルイノベーション推進部の年金システム担当者の協業意識を一層醸成し、意思疎通・情報共有を円滑に行える環境を作ることを目的に、年金サービスセンターに業務システム室を新たに設置。（4月）

連合会が対処すべき課題

1. 企業年金制度の普及・発展に関する対応

企業年金のナショナルセンターとして、企業年金制度全般のあり方や普及・発展のための方策等について、関係各方面に働きかけを行う。

2. 企業年金の価値向上に有意義な施策の展開とサービス提供

確定給付企業年金、確定拠出年金及び厚生年金基金といった各企業年金の多様なニーズを的確に捉え、企業年金を取り巻く状況に応じた有意義な施策とサービスを展開し、企業年金全体の価値向上に努める。

3. 年金記録の適正な管理及び確実な年金支給

中途脱退者等記録を適正に管理し、裁定、死亡失権及び支給停止等に係る事務を円滑に遂行し、受給権者に対して確実な年金支給に努める。

4. 年金資産の効率的な管理運用

変動の大きい運用環境を踏まえて、年金給付を確実にを行うため、積立不足に陥る確率の極小化を目指すとする「年金資産運用の基本方針」の目標に基づき、リスク管理を重視し、運用体制の整備・強化を図りながら、引き続き効率的運用を推進する。

5. 裁定請求書未提出者の解消

裁定請求書不達者に対しては、日本年金機構や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）などからの送付先住所取得に努め、請求保留者に対しては、年金見込額等を記載した案内文書の裁定請求書への同封など、裁定請求書未提出者解消に向けた様々な対策を引き続き実施するとともに、より効果的な対策について検討を行う。

連合会の概要（令和 6 年度末現在）

1. 設立根拠

昭和 42 年 2 月に「厚生年金保険法」に基づき、「厚生年金基金連合会」として、厚生大臣の認可を得て設立。

平成 14 年 4 月の特別民間法人化を経て、平成 17 年 10 月、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金及び連合会の間で加入員等の年金原資の移換が可能となり、「企業年金連合会」に改組（平成 16 年 6 月の厚生年金保険法の改正）。

平成 26 年 4 月 1 日施行「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。）において、確定給付企業年金法に基づく新たな企業年金連合会が設立されるまでの間、中途脱退者等に対する老齢年金給付等の支給等を行うためなお存続するものとされている。

2. 事業所の所在地

東京都港区芝公園 2 丁目 4 番 1 号

3. 所管官庁

厚生労働省

4. 主な事業

平成 25 年改正法附則第 40 条及び第 69 条に基づき、次の事業を実施。

- （1）中途脱退者及び解散基金加入員等に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給
- （2）企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業
- （3）会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの
 - ① 会員の行う事業についての助言及び連絡
 - ② 会員に関する教育、情報の提供及び相談
 - ③ 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
 - ④ その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業
- （4）確定給付企業年金（基金型・規約型）及び厚生年金基金から拠出された年金資産をまとめ、資産規模を大きくすることにより効率的な資産運用を実施する共同運用事業
- （5）企業型確定拠出年金を実施する事業主または国民年金基金連合会の委託を受けて、確定拠出年金の加入者等が適切な資産運用を行えるように投資教育を実施する事業

(6) 私的年金制度（企業年金・個人年金制度）の啓発を行い、また私的年金制度が普及するための環境の整備を行う事業

連合会の役職員

1. 評議員・役職員数の推移

(人)

事 項	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
評議員	33	33	32	33
役 員	15	15	14	15
常勤理事	3	3	3	3
非常勤理事 (監事含む)	12	12	11	12
職 員	122	127	130	129

※令和 5 年度末時点における、評議員、非常勤理事（監事を含む）については、1 名欠員。

2. 役員一覧（令和 6 年度末現在）

任期 令和 5 年 4 月より 2 年

氏名	役職	経歴又は現職
鮫島 正大	理事長（常勤）	〔元〕株式会社 格付投資情報センター 取締役会長
福本 浩樹	常務理事（常勤）	〔元〕三井住友海上火災保険株式会社 顧問
中村 明弘	運用執行理事（常勤）	〔元〕企業年金連合会 年金運用部長
岩立 康也	理事（非常勤）・評議員	肥後銀行企業年金基金 理事長
梅田 仁司	理事（非常勤）・評議員	千葉興業銀行企業年金基金 理事長
大八木 勢一	理事（非常勤）・評議員	ジェイティービー企業年金基金 理事長
岡本 総一郎	理事（非常勤）・評議員	大阪薬業企業年金基金 理事長
鬼村 洋平	理事（非常勤）・評議員	トヨタ自動車企業年金基金 理事長
小林 寛	理事（非常勤）・評議員	七十七銀行企業年金基金 理事長
酒匂 明彦	監事（非常勤）・評議員	全国情報サービス産業企業年金基金 理事長
瀧澤 薫	理事（非常勤）・評議員	電子情報技術産業企業年金基金 理事長
藤広 稔	理事（非常勤）・評議員	広島銀行企業年金基金 理事長
堀川 大介	理事（非常勤）・評議員	NEC企業年金基金 理事長
松永 恭興	理事（非常勤）・評議員	日立企業年金基金 理事長
森永 浩康	監事（非常勤）・評議員	味の素企業年金基金 理事長

企業年金連合会 標語

企業年金の明日を担う^{あした}

運営理念

企業年金連合会 使命

企業年金連合会は、

企業年金の通算事業と企業年金に対するサービスの提供を通じて、
企業年金の加入者・受給者の福祉を守り、
企業年金に対する理解と評価を高め、
企業年金の発展を図る。

行動憲章

1. 加入者・受給者へのサービス

私たちは、これから年金を受ける方、すでに年金を受けられている方が安心して年金を受けられるよう、親切な対応と正確・迅速な業務の遂行に努めます。

2. 会員へのサービス

私たちは、会員の要望を真摯に受け止め、質の高いサービスを積極的に提供します。

3. 企業年金制度の充実と発展

私たちは、日本の企業年金制度の充実と発展を目指した活動を行います。

4. 資産の安全かつ効率的な管理・運用

私たちは、お預かりした年金資産を安全かつ効率的に管理・運用します。

5. 法規範の遵守

私たちは、高い倫理観を持ち、法規範、社会のルールを遵守して行動します。

6. 個人情報の保護

私たちは、個人情報の重要性を常に認識し、安全な管理を徹底します。

7. 職場環境の充実

私たちは、お互いに協力し合い、自由に意見交換の出来る風通しの良い職場環境を作ります。

令和 6 年度 業務報告書

PFA DISCLOSURE 2024



Pension Fund Association

企業年金連合会

企業年金の明日を担う

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1
芝パークビルB館10階・11階

URL <https://www.pfa.or.jp/>